

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正に関する意見募集の結果について

平成30年9月20日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 個人1者、法人9社、41件

No	ご意見等	本会の考え方
【投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則】		
全般		
1	現状の記載に基づき、言葉の使い方については一貫性を持たせた記述を希望する。規則では、言葉の使い分けは明確にするべきではないか。	ご指摘の通り、言葉の使い方につきましては、極力一貫性を持たすように努めたいと考えます。今後とも引き続き、対応するようにしたいと思います。
2	今回の主旨から考えるに、運用報告書作成が必要な私募投信は総経費率は不要としてはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、私募投資信託につきましては、任意での記載で差支えない方向で規定に盛り込むよう修正致します。
第3条 第1項(4)、(5)、第3条の3 第1項(1)③、④ など		
3	今回の改正案には含まれていないが、「1万口あたりの費用明細」については、過去の数値との比較ができるよう、例えば過去5年分の明細の記載を義務付けるべきではないか。	今回の規則改正については、投資家への投資信託に係る運用管理費用などの情報開示の一層の充実に資する観点から、投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書において、既に開示している1万口あたりの費用明細に加え、参考情報として欧米諸国で開示されている「総経費率」を記載することについて、開示専門委員会にて検討を重ねた内容となります。 ご指摘のような過去の数値との比較の観点についても、投資家に対する開示を更に充実させていくという観点から、各社の自発的な取組みとして開示していただくことは、何ら問題ないものと考えております。
4	今回の規則の改正案では、「当期中」の総経費率のみについて円グラフを用いて表示することを求めているが、過去の数値との比較ができるよう、例えば過去5年分の総経費率の記載を義務付けるべきではないか。	
5	親投資信託の運用報告書(全体版)の記載事項は、投資信託財産の計算に関する規則(計算規則)に定められている。今回、規則に総経費率が加わるが、計算規則には変更がないため、親投資信託の運用報告書(全体版)には総経費率の記載は不要という理解で良いか。	本件開示の趣旨は、ご意見の通り、投資家が保有している投資信託を対象にその経費を把握することを目的としておりますので、親投資信託の運用報告書(全体版)への開示を意図したものではありません。
6	「投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする」とありますが、投資先ファンドが外国籍ファンドの場合、提供されるBS/PL等のデータにおいて、必ずしも売買委託手数料等が科目上分けられて開示されていない場合があります。そうした際、可能な限り確認等に努めますが、大	外国投信の損益計算書の費用明細中に売買委託手数料や有価証券取引税等の所謂トランザクションコストが含まれるケースも例外的には考えられますが、一般的にエクスペンス・レシオの算出の際にはトランザクションコストが控除される取扱いになっているものと認識しております。 出来るだけデータの把握に努めていただきたいですが、やむを得ず、当該データの把握が困難な場

	<p>半は分別が難しいことが想定されます。そうした場合は「原則として」の解釈として、ある程度の手数料や税金が費用の額の中に含まれて開示されてしまうことはやむなしと整理することは可能でしょうか。勿論その場合には、注釈にも「原則として・・・除きます」を注記する予定です。</p>	<p>合には、誤解のないよう注記に努めるなど、より一層受益者の理解を深めるよう心がけていただければ幸いです。</p>
7	<p>規則案では「なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除く」とあるが、投資先ファンドにおける費用が「募集手数料・売買委託手数料・有価証券取引税」の区分で開示されていない場合には、これら3項目を費用の一部または全て知りえる範囲で控除してもよいという理解で良いか？ また、この場合、委員会決議に記載された注記「各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません」の記載については、一部または全てを削除して良いか。</p>	
8	<p>「投資先ファンドの期中の平均純資産総額」とはアニュアルレポートで開示される限られた数字から算出することで要件は満たされるのか。</p>	
9	<p>当社が運用している FOFS の投資先ファンドの中には、P/L 上に「源泉税」という科目で税金が計上されているものがあります。この場合、「有価証券取引税」を除く指針に沿って、当該税金（他に税金での科目があればそれも含む）は除外して費用を計算すべきと考えますが、その認識で正しいでしょうか。</p>	<p>今回の規則改正における総経費率の開示にあたり、グローバルスタンダードの観点から、規則上「株式等の売買コスト」及びそれに付随する「有価証券取引税」を除くということについて明記しております。 一方、配当やキャピタルゲインに係る課税までは、その控除対象としていないため、ご指摘の「源泉税」が明らかに「有価証券取引税」とは異なると判明した場合には、控除対象としないことが原則となります。 なお、配当やキャピタルゲインに係る源泉課税に関しては、一般的には P/L 上で配当収入や売買実現益の控除項目として扱われている（配当所得や売買実現益は源泉課税額控除後のネット金額で表示されている）ため、費用（Expense）の一目として直接表れることはないのではないかという認識ですが、個別に確認すべき点がある場合には、監査法人などと相談のうえ、整理いただければと考えます。</p>
10	<p>ファンド・オブ・ファンズの「運用管理費用」の定義づけが不明確のため、「運用管理費用/運用管理費用以外の費用」が各社で基準が異なることが考えられるため、定義を明確にすべきではないか。</p>	<p>原則として、運用会社等がファンドから収受する日本の信託報酬に相当するコストを指す意味で用いております。 ただし、内外のファンドによって費用名称やその役務内容に差があるのが実態のため、一律に定義を設けることは難しいものと考えられます。 当該投資対象ファンドを選定した各委託会社が各ファンドの実態に合わせて「投資対象ファンドの運用管理費用」と判断し、かつ目論見書等に記載</p>

		した費用を以ってご対応をお願いできればと存じます。
11	<p>この場合、投資先ファンドの経費率とは、運用管理費用及び運用管理費用以外（募集手数料、売買手数料及び有価証券取引税は除く）の合計（いわゆるエクスペンス・レシオ）と理解して良いか。</p> <p>上記の場合円グラフの外側の部分（投資先ファンドの運用管理費用と運用管理費用以外）を投資先ファンドの経費率としてまとめ、また円グラフ下の表は③を削除し②を投資先ファンドの経費率に置き換えることで良いか。</p> <p>3. 注記は「投資先ファンドの経費率には運用管理費用及び運用管理費用以外の合計です。」ということになると思うがこれで問題ないか。</p>	<p>極力、2つに分ける方向で検討いただければ幸いです。ただし、「簡便法」として、ファンド・オブ・ファンズの日論見書に記載した投資先ファンドの運用管理費用を②として、同エクスペンス・レシオから②を差し引いた費用を③として表示することが可能です。</p> <p>なお、簡便法も難しい場合には、受益者にわかるように注記をして説明するなど、より一層受益者の理解を深めるよう心がけていただければ幸いです。</p>
12	<p>円グラフおよび表について、委員会決議に様式例を掲載されておりますが、運用管理報酬等の詳細項目を外側に表示するのではなく、外側にはこのファンドまたは投資先ファンドの費用の合計を表示した方が分かりやすいと思われそうですが、各社の創意工夫として対応することは可能でしょうか。また、表も同様に、縦に並べる以外の表示の方法をとる事は可能でしょうか。</p>	<p>記載する文字などの観点で、例示のような形を提示しておりますが、表示する内容が同様であるならば、各社の創意工夫により、表示することを妨げるものではありません。</p>
13	<p>投資先ファンド（外国投資信託）では期中の平均純資産総額の把握が難しい場合があります。その場合は代わりに期首・期末の平均なども考慮した方がいいのではないのでしょうか（ただしブレが大きくなる事は否めませんが）。</p>	<p>投資先ファンド（外国投資信託）では期中の平均純資産総額が直接開示されていない場合でも、ファンドのエクスペンス・レシオの算出のため平均純資産総額が用意されていることが多いこともあり、問い合わせれば取得することも可能なのではないかと思います。仮に平均純資産総額が取得できない場合でも、投資先ファンドが開示するエクスペンス・レシオが取得できれば、その内訳となる運用管理費用部分についてはNo.11の簡便法の利用を可能としているため、規則に沿った開示ができるようになっております。</p> <p>出来るだけデータの把握に努めていただきたいですが、それが難しい場合には、なるべくブレのない範囲での数字の把握もやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、この場合には、誤解のないよう注記に努めるなど、より一層受益者の理解を深めるよう心がけていただければ幸いです。</p>
14	<p>現在開示されている1万口当たりの費用明細と同じ比率で円グラフを作成するという認識で間違いないのでしょうか。そうであれば、有価証券取引税等が無く、年1回決算の場合、表と円グラフの違いはありますが、内容に重複感があるのではないのでしょうか。</p>	<p>総経費率（エクスペンス・レシオ）の算出に当たり、米欧においては、売買委託手数料や有価証券取引税等の所謂トランザクションコストを含まずに開示がなされていると認識しております。</p> <p>一部の外国投信の損益計算書の費用明細中にトランザクションコストが含まれることがありますが、エクスペンス・レシオの算出においてはトランザクションコストが控除される取扱いになって</p>

		<p>いるものと認識しています。</p> <p>一方、従来の一万口当たりの費用明細につきまして、株式売買手数料も含め、総経費率に含まれないものも開示していることから、若干の重複感がございますが、欧米諸国とも比較可能となる取り組みの一環として、ご理解いただければ幸いです。</p>
第3条第1項(5)(ロ)、第3条の3(1)④(ロ)		
15	<p>「わかりやすい箇所において、『当期中の～総経費率(年率)は〇〇%です。』等の説明を行うものとする」とあるが、委員会決議の表示例にその記載事例がない。円グラフ・表の他に、文章でも前述の説明を行うとの認識で良いか。</p>	<p>ご認識の通りと思料いたします。</p>
16	<p>「分かりやすい箇所において、・・・総経費率は〇%です」との記載について、総経費率の数値は円グラフの中央と表に「〇%」と記載されているため、数値ではなく、「分かりやすい箇所に、総経費率の計算過程等の説明をする。」という考え方で相違ないでしょうか？</p>	<p>今回の規則改正により、参考情報として、新たに投資家に対する開示情報を充実させる観点から総経費率の開示を行うものであり、総経費率の数値について重複記載がなされても特段問題はないと考えますが、先述の通り、各社において投資家に対する開示の充実の観点から自発的に検討頂く内容になると思料いたします。</p>
17	<p>規則第3条第1項(5)(ロ)において、『わかりやすい箇所において、「当期中(計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。)の運用・管理にかかった費用の総額(売買委託手数料を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)は〇〇%です。』等の説明を行うものとする。』とありますが、一方で、委員会決議別表1の円グラフの下の方でも総経費率の数値は記載することとなっているため、数値部分が重複記載となる懸念があります。つきましては、規則第3条第1項(5)(ロ)の記載は、例えば『わかりやすい箇所において、「総経費率とは、当期中(計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。)の運用・管理にかかった費用の総額(売買委託手数料を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除して算出したもので、年率換算しております。』と定義の記載に留める方が望ましいのではないのでしょうか。</p>	
第3条第1項(5)(ハ)、第3条の3(1)④(ハ)		
18	<p>「各比率は、年率に換算のうえ・・・」とあります。このこと自体は特に問題ありませんが、総経費率の計算のベースになる「1万口当たりの費用明細」は年率換算ベースでの開示ではない為、1年決算以外のファンドにおいては、この差が投資家に余計な混乱を与える可能性もあると考えられる為、今般の規則改正に併せて「1万口当たりの費用明細」の</p>	<p>(「1万口当たりの費用明細」は、当該計算期間中における費用について、その金額並びに比率を開示しており、現状の交付運用報告書の開示においても、当該計算期間中における騰落率との比較が可能となっています。</p> <p>今回の規則改正については、これまでの開示内容を踏襲したうえで、投資家に対する更なる開示情報の充実の観点から、参考情報として、追加的に</p>

	表示も年率換算に変更（統一）すべきではないでしょうか。	総経費率を開示するという趣旨であり、開示専門委員会における検討などを踏まえ、米欧における総経費率の開示に倣い、総経費率については年率換算による開示を行うこととしております。
19	6カ月未満決算ファンドの場合、現在開示されている1万口当たりの費用明細の表では、約半年分の費用の比率ですが、円グラフでは年率換算した比率となり、表と円グラフで異なる比率になるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、同じ費用項目で違う比率となり、受益者に誤解を与える可能性もあるため、両方とも年率換算した比率にしてはいかがでしょうか。 また、年率換算は365日（閏年366日）でしょうか。	（年率換算の日数について） →ご指摘の通りと思料いたします。
20	投資先ファンド（外国投資信託）のアンニュアル・レポートでは、シェアクラス毎の費用の開示がありません。しかし、トータル・エクスペンス・レシオのシェアクラス毎の開示があり、その値は小数点以下第2位までです。投資先ファンドの情報がこれ以上入手不可能な場合、「このファンド」と「投資先ファンド」で桁数を揃えて表示することは難しいと考えられます。	総経費率の開示については、参考情報であること、グローバルスタンダードを意識した開示であること、そもそも期間が不統一であるなど完璧な情報とはなり得ないこと、などに鑑み、ご指摘を踏まえ、「小数点以下第2位未満を四捨五入」に修正いたします。
第3条第1項(5)(ホ)、第3条の3(1)④(ホ)		
21	規則案第3条-(5)-(ホ)では、「投資先ファンドの信託報酬率を乗じる」（料率ベース）となっており、第3条-(5)-(イ)および第3条の3-(1)-④-(イ)において記載された総経費率の算出方法（金額ベース）と平仄がとれていないと思われる。記載を変更されてはどうか。	規則第3条(5)(ホ)は、投資先ファンドの経費率を計算するための方法を示しており、ご指摘の第3条(5)(イ)などは、総経費率の算出方法を示しているため、規定内容が異なっております。
22	月次で把握とは具体的にどのような事なのでしょう。例えば、運用報告書（全体版）の「当期中の基準価額と市況等の推移」にある投資信託証券（投資先ファンド）の月末組入比率の平均値（12カ月）を乗じるという事でしょうか。6カ月未満決算の場合は6カ月平均になるのでしょうか。	各月次・月次でポートフォリオの内容を確認の上、その月のコストを把握することを前提とした記載内容となっております。
23	「その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示する」における、「可能な限り精緻な数値を開示する」に関して、「月次で把握」と例示しているのは、様式及び表示例の1万口当たりの費用明細の算出方法と揃えていれば「精緻な数値」と言える（「日次で把握」までは求められていない）との理解で宜しいでしょうか。	“月次で把握”と例示しているのは、ある一時点における保有比率ではなく、対象期間中の保有比率の実態をより反映した数値が望ましいという趣旨で“可能な限り精緻な数字を開示する”としています。例えば、対象期間中のほぼ全ての期間で保有していた投資先ファンドが作成基準日直前に売却された場合、作成基準日の一時点の保有比率のみを反映した数値ではファンドが負担した総経費の実績を開示する意味では望ましくないと考えられます。なお、日次での把握を妨げるものではありません。

【投資信託及び法人に係る運用報告書等に関する委員会決議】		
別表1 2. (4) ロ. (カ)、別表1-2 2. (1) ③ロ. (カ)		
24	<p>今回の委員会決議の改正案では、「2.」の中に「(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記に努めるものとする。」という留意事項が追加されているが、従来の委員会決議別表1の「2. (4)」では、保管費用と監査費用以外の「上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする」という留意事項が定められていた。両者を比較すると、今回の改正案は「努めるものとする」という弱い表現になっていることが分かるが、その理由は何か？</p> <p>今回も直截に「注記を記載するものとする」とすべきではないか？</p>	<p>ご意見の通り「注記を記載するものとする」に修正いたします。</p>
25	<p>今回の委員会決議の改正案では、「2.」の中に「(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記に努めるものとする。」という留意事項が追加されているが、保管費用及び監査費用だけでなく、欧米の規制に習い、税金の額についても列挙し、記載を求めることにすべきではないか？</p>	<p>各社において、投資家への投資信託に係る情報開示の一層の充実に資する観点から、当該ファンドの実情に応じ、自発的に検討を頂く内容になると思料いたします。</p> <p>各社・各ファンドの状況を踏まえ、ファンドに与える影響などを吟味いただくなどして、開示に努めていただきたいと思いますと考えております。</p>
26	<p>今回の委員会決議の改正案では、「2.」の中に「(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記に努めるものとする。」という留意事項が追加されているが、欧米の開示実務上は、事務の外部委託費用も開示するのが一般的である。</p> <p>年々、わが国においても事務の外部委託が進み、その費用をファンドにチャージする流れが進んでいることに鑑みると、保管費用及び監査費用だけでなく、事務の外部委託費用についても列挙し、記載を求めることにすべきではないか？</p>	
27	<p>「比較的金額が大きい場合など」とは、どの程度のことを指しているのか。</p>	
別表1 2. (5) イ. 様式例、別表1-2 2. (1) ④イ. 様式例		
28	<p>円グラフ表示であれば、体裁/凡例の表示形式等は各社創意工夫が可能という認識でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りと思料いたします。</p>
29	<p>グラフはカラーで示されているが、実際の運用報告書(交付、全体版とも)は白黒であり、この案では各項目の区別がわかりにくい。白</p>	<p>ご意見のような白黒印刷を想定したグラフの見本を示す予定はございませんが、各社の創意工夫において、投資家に対する開示を更に充実させてい</p>

	黒印刷を想定したグラフの見本は今後示されるのか。	くという観点から、より見やすくわかりやすいグラフについて、各社が自発的に検討を頂ければと存じます。
30	総経費率の箇所において、国内投信に対しても「運用管理費用」という言葉が使用されている。現状の運用報告書の中では国内投信に対しては「信託報酬」を使用しており、一つ書類の中で言葉の使い分けは明確にすべきではないか。	原則、交付・請求目論見書の記載に合わせて、運用管理費用（信託報酬）とする方向が望ましいと考えております。
31	「①このファンドの費用の比率」とあるが、「このファンド」というより、「当ファンド」のほうが適切ではないか。	趣旨内容は同様のため、原案の通りといたしますが、「当ファンド」と使用することを妨げるものではありません。
別表1 2. (5) イ. (注3)、別表1-2 2. (1) ④イ. (注3)		
32	「各比率は、年率換算した値です。」とあるが、年2回以上決算のファンドの場合、年率換算の方法は、『1万口当たりの費用明細の比率÷計算期間の日数×365』でよいか。	ご認識の通りと思料いたします。
別表1 2. (5) イ. (注7)、別表1-2 2. (1) ④イ. (注7)		
33	(注7)「上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した比率とは異なります。」は、一番重要だと思われるので注の一番上に記載すべきではないか。	No.25、26、27の「本会の考え方」の通り、各社において、投資家への投資信託に係る情報開示の一層の充実資する観点から、例えば、ご意見のような一番重要だと思われる注を一番上に記載するなど、各社の創意工夫において、投資家に対する開示を更に充実させていくという観点から、より見やすくわかりやすい注記について、各社が自発的に検討を頂ければと存じます。
別表1 2. (5) ロ. (ロ)、別表1-2 2. (1) ④ロ. (ロ)		
34	「投資先ファンドがある場合は、(注4)及び(注5)の旨の注記を行うものとする。」とあるが、『このファンド』との計上期間が異なる場合は(注6)の注記も必要ではないか。(汎用的に使える注記と思料)	ご指摘を踏まえ「投資先ファンドがある場合は、(注4)～(注6)の旨の注記を行うものとする」に修正いたします。
別表1 2. (5) ロ. (ハ)、別表1-2 2. (1) ④ロ. (ハ)		
35	投資先ファンドの運用管理費用について、外国投信であれば投資顧問料、保管費用、事務管理費用、専門家報酬、弁護士報酬、資料印刷費用等々考えられるが、各社の平仄を揃えることを目的に一般的な定義は定めることをしないのか。それとも、各社マターで決めればよいのか。	今回の規則改正により、参考情報として、新たに投資家に対する開示情報を充実させる観点から総経費率の開示を行うものであり、当該ファンドの実情に応じて、例えば、ご意見のような投資先ファンドの運用管理費用についても、先述の通り、各社において投資家に対する開示の充実の観点から自発的に検討頂く内容になると思料いたします。
36	投資先ファンドが複数ある場合、円グラフ及び表は、投資先ファンドを一つにまとめるべきか。若しくは、投資先ファンド①、投資先ファンド②・・・のように分けて表示すべきか。	記載例としては、合算した記載としておりますが、各社において個別に表示することを妨げるものではありません。
37	簡便法の使用については、規則に定めがなく委員会決議になって初めてでてくる用語・方法なので、例えば、規則において、○○につ	委員会決議において、計算方法の一つとして記載しているものであるため、敢えて、規則において定義する性質のものではないと考えます。

	いては委員会決議で定める□□など、規則が委員会決議の内容を参照するような形にして他の規則等との平仄をとった方が良いのではないか。	
38	投資先ファンドの運用管理費用の比率を簡便法を用いて表示する場合、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用（信託報酬）の比率に幅が設けられているケースでは中央値を使用して問題ないでしょうか。あるいは最大値を使用すべきでしょうか。	各ファンドの状況により、自ずから使用するものが異なってくるものと考えられますので、なるべく当該ファンドの状況が出来るだけ適切に把握出来るようなデータや方法を工夫いただければ幸いです。
39	規則の第3条の3（1）④（ハ）にあるように、各比率を年率に換算する方法として、計算期間（作成対象期間）が半年のファンドの場合、単純に2倍にすることも可能か。	
40	投資先ファンドのクラスごとに費用が開示されていない場合、「クラスごとの費用が開示されていないため、簡便法により算出した数値です。」といった注記が必要ではないか。	出来るだけ投資先と情報連携に努めるなどして、コスト把握に努めていただければと考えております。ただし、どうしても把握が出来ない場合には、簡便法を用いる、また、それも難しい場合には、「情報収集が難しいなど」を注記するなどして、表示できない旨を開示いただくなど工夫いただきたいと思います。
別表1 2. (5) ロ. (二)、別表1-2 2. (1) ④ロ. (二)		
41	「(二) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略することとする。」とあるが、ファミリーファンド（ベビーマザー）についての表（グラフ）を省略する理由はなにか。ファンドの経費については欧米諸国での開示レベルに引き上げるために「ファンドの総経費率」を追加するのと理解であり、ファミリーファンドを除くことは開示方針において一貫性がないのではないか。	ファミリーファンドにおける総経費率の算出においては、直接投資ファンドと同様に「②投資先ファンドの運用管理費用の比率」や「③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率」を合算する必要がなく、シンプルに「①このファンドの費用の比率」がそのまま総経費率となるため、グラフの開示を行ったうえで表は省略することとしております。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。